本事項)
本事項)

8 施設区分別整備基準(基本事項)		①学校等	②医療機	③児童福	(4)福祉†	施 ⑤集会	⑥販売店	⑦観光、	8宿泊施	9温浴施	መスポー	⑪博物	⑪事務所	f 3公衆ト	加井同住	低工提等	16駐車場	①-1公共	①-2バス	①-3 7 0
			関	祉施設	設	場、公会 学(公民館 を 施設を む)	舗	飲食施設	設	設	ツ施設	館、美術館、図書館	等	10	宅	(i) — * 29 47	10 MI — 20		· 停	他
6-1 全 体 共 通						Ψ,								_						
(1)路面·床																				
	段差を設けないで、平坦にする。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	濡れても滑らない素材または仕上げとする。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
素材・仕上げ	アトピー性皮膚炎、喘息、化学物質過敏症等を誘発させにくい素材とする。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	スロープを設ける場合は、1/12以下(屋外は1/15以下、歩道内は1/20以下)の緩やかな勾配とする。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
色	利用者が多い施設では、壁と床の境、部屋と廊下の境、スロープ等、用途が変わる部分では、材質を区別したり、色彩や明暗の差をつける。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14t -U :# > +	杖、靴のヒール、車いすのタイヤ等が落ち込まない構造とし、溝ふたのピッチは	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
排水溝ふた	10mm以下とする。 溝ふたは濡れても滑らない素材または仕上げとする。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 視覚障害者誘導用ブロック																				
	主な動線(主要な通路、歩道から玄関、玄関から総合案内、総合案内からエレベーター等)に連続的に敷設する。	A	0	C	C	0	0	0	0	0	0	0	0	0	B	B	0	0	0	0
	自動ドア付近に敷設する場合は、自動ドアが確実に開く位置に点状ブロックを敷設する	A	0	C	C	0	0	0	0	0	0	0	0	0	B	B	0	0	0	0
位 置	る。 開き戸付近に敷設する場合は、扉が開いた先端の位置に点状プロックを敷設する。	A	0	C	©	0	0	0	0	0	0	0	0	0	B	B	0	0	0	0
	利用者が多い施設では、スロープの終始点に点状ブロックを敷設する。	A	0	C	C	0	0	0	0	0	0	0	0	0	B	B	0	0	0	0
	利用者が多い施設では、階段の終始点から15~30cm程度間隔を空けた位置に点状ブロックを敷設する。	A	0	C	C	0	0	0	0	0	0	0	0	0	B	B	0	0	0	0
色・仕様	床との違いを際立たせる。(床の色と対照的な明度・輝度としたり、視覚障害者誘導用 ブロックの両側に線を引いたりなどする。)	A	0	C	C	0	0	0	0	0	0	0	0	0	B	B	0	0	0	0
※係は利用者の動線を考慮し、必要箇所に設置すること(駐車場から玄関等の経路については、状況に応じて検討すること)。ただし、職員等の人的支援が可能な場合は、必須としない。 説明 ⑥は共用部分のみ。 ⑥は利用者の状況を考慮し、突起物を設けなくても良い。																				
(3) 子99	通路(廊下)に連続的に設置する。	(A)	0	(A)	(A)	0	0	0	0		0	0	0	0	0		0	0		0
	四回 (ő	ŏ	Ö	Ö	ŏ	ŏ	0	ŏ	ŏ	ŏ	ŏ	0	ŏ	ŏ	0	ŏ	ŏ		Ö
	階段の両側に連続的に設置する。	(B)	Ö	B	B	Ö	Ö	Ö	Ö	Ö	ŏ	Ö	ŏ	ŏ	Ö	Ö	ŏ	Ö		ŏ
位 置	エレベーターのかご内には、横型操作盤を設置する面に手すりを設置する。	Ŏ	Ö	Ŏ	Ŏ	Ö	Ö	Ö	Ö	Ö	Ö	Ö	Ö	Ö	Ö	Ö	Ö	Ö		Ö
	浴室、シャワー室、脱衣室の必要な場所に手すりを設置する。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				~~	***************************************	0
	説明	※Aは職	員等の人! 昌等の人!	的支援が可 め支援が可	「能な場合 「能な場合	ìは、必須とし ìは、片側の∂	ない。また uでも可と	:、幼児等が: さる	主に利用す	する施設で	は、必須と	しない。								
	手すりの端や曲がり角部分には、点字を設置する。	O 1849X	日中の人	0		O	0) 0	0	0	0	0	0	0			0	0		0
点 字	階段の終始点が分かるように点字を設置する。	Ŏ	Ŏ	Ŏ	ŏ	Ŏ	Ŏ	Ŏ	ŏ	Ŏ	Ŏ	ŏ	ŏ	Ŏ			ŏ	ŏ		Ŏ
(4) 扉・出入口			4444444444444					***************************************											**********	
仕 様	扉は、容易に開閉できる構造とする。	O	Ŏ	0	O O	0	O O	0	Ŏ	0	O	Ŏ	O O	0	Ŏ	Ŏ	Ŏ	O	Ŏ	Ŏ
自動ドア	扉は、軽い素材とする。 開閉時間は、可能な限り長くする。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ドアハンドル	関が可じな、可能な限り長くする。 使いやすい形状とする。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
(6) 光環境	KV (4 9 V 1) DANC 9 800																			
(c) June 1	屋外の照明は、夜間でも安全に通行できる明るさとする。 むらなく、足元が見やすい明るさとする。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(7) 備品																				
	公衆電話や自動販売機等の設置場所が分かるように案内板を設置する。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
	通行の支障にならない場所に設置する。 操作部分(ボタンやレバー等)は、使いやすい形状とし、必要に応じて点字を設置す	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
共通事項	る。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
	子どもから高齢者までだれもが使いやすいものを設置する。 衝突時に危険のない形状のものを設置する。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ハ南赤ギ	公衆電話を設置する場合は、子どもや車いす利用者が使用できる高さ及び蹴込に配慮し		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	***************************************	0
公衆電話	た公衆電話を1以上設置する。 公衆電話を複数設置する場合は、異なる高さに設置する。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200		0	0	0		0
自動販売機	操作部分の高さは、床から45~125cm程度とする。 水飲み器を設置する場合、給水栓は、レバー式またはボタン式とする。	0	0	0	0	0	0	0	Ö	0	O	0	0			0	0	0	0	0
水飲み器) siven 1, 99 だ :1) 学 オフ +目ノヽ 9ハsiv +ハけ ・・・ ハ ・ ・ ナナナ	0	0	0	0	0	0	0	Ω	0	0	0	0		1	\circ	0	\circ		0

8 施設区分別整備基準(基本事項)			_																		
O 1		J 正 佣 坐 午 (坐 个 争 块 <i>)</i>	①学校等	②医療機 関	3児童福祉施設	④福祉旅 設	場、公会	⑥販売店 舗	⑦観光、 飲食施設	⑧宿泊施設	⑨温浴施 設	⑪スポー ツ施設	⑪博物 館、美術	①事務所 ① 等		⑭共同住 宅	⑮工場等	16駐車場			⑪-3その 他
							堂(公民 館、貸館						館、図書館							1	1
							施設を含む)													1	1
6-2 移 重	助 空 間 で(交通手段/バ	五江"					13,														
(1) 交通								1										1			
バス・タ	マクシー乗り場	バスやタクシー乗り場の案内板は、大きく表示するとともにピクトグラム(絵文字)を 使用する。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
(2) 周辺		施設全体案内図にバスやタクシー乗り場の位置を表示する。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
	歩 道	公共交通機関から施設までの歩道の幅員は、200cm以上とする。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
2 施 設 敷 (2) 駐車	地 内(駐車場/ 場	(屋外通路) 																			
	位 置	障害者等用駐車場、ゆったり駐車場、駐輪場は施設入口付近に設置する。 障害者等用駐車場やゆったり駐車場の位置を示す案内板を、駐車場内や敷地入口等に設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0			0
共通事項	案 内	置する。 障害者等用駐車場やゆったり駐車場は、立て看板で位置を示すとともに、駐車スペース	0	0	0	0	0	0	Ο	0	O	0	0	0	~~~~	0	0	0			0
		内にマーク等を設置する。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0			0
駐車場	駐車スペース	幅員は、250cm以上とする(乗降スペース込)。ただし、軽自動車専用スペースは除く。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0			0
		2重の駐車ラインを敷設する。 全駐車台数が200台以下の場合は、全駐車台数に1/50を乗じて得た数以上とし、全駐	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0			0
障害者等 用駐車場	駐車台数	車台数が200台を超える場合は、全駐車台数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上とする。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0			0
用駐 車 场	駐車スペース 案内	幅員は、350cm以上とする(乗降スペース込)。 駐車スペース内に国際シンボルマークや乗降場所の斜線表示を行う。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0			0
(3) 屋外	駐輪場	必要に応じてバイクや電動スクーターの駐車スペースを設ける。	Ŏ	Ŏ	Ŏ	Ŏ	Ŏ	ŏ	Ŏ	Ŏ	Ŏ	Ŏ	ŏ	Ö		ŏ	Ŏ	Ŏ			Ŏ
	幅員	主たる屋外通路は、140cm以上とする。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0			0
	動 線	施設利用者の動線には、屋外通路を設置する。 屋外通路と車道を交差させる場合は、横断歩道を設置する。	0	Ö	0	0	0	0	0	0	0	O	0	0		Ó	Ö	0			0
- 1/0 1	/-L-00 - N-7-05 - /-	周辺道路の歩道と屋外通路を接続させる。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0			0
3 施設内	(玄関/通路(廊 関								***************************************					-					~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~		
	幅 員	80cm以上とする。 利用者の多い施設は、1以上を120cm以上とする。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
茎	対マット	埋め込み式等、段差のない玄関マットを設置する。 通行に支障のない素材の玄関マットを設置する。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
(2) 通路	(廊下) 幅 員	主たる通路(廊下)は、140cm以上とする。	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0		0
(3) スロ	壁	突起物を設けないようにし、やむを得ず設ける場合は鋭利な形状にしない。	ŏ	Ŏ	Ŏ	Ŏ	Ŏ	Ŏ	Ŏ	Ŏ	Ŏ	ŏ	ŏ	Ö		ŏ	Ŏ	Ŏ	Ŏ		Ŏ
	 位 置	目的の場所(出入口)の近くに設置する。整備が整わない施設については、構造上支障のない服の付け、服の付けが可能な際見るのでは過程する。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		のない取り付け・取り外しか可能な簡易スローフを設置する。 幅員は、140cm以上(階段併設の場合は、120cm以上)とする。	O	0	0	O	0	O	O	0	0	<u>O</u>	0	0	0	0	O	O	O	0	0
	形 状	勾配は、1/12以下とする。 高さ75cm以内ごとに、踏み幅150cm以上の踊り場を設ける。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0
	屋 根 安全対策	利用者数が多い施設の屋外スロープには、屋根を設置する。 終始点には、150cm×150cm以上の水平なスペースを設ける。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	《土刈农	車いす等の脱輪を防ぐため、両側に5cm以上の立ち上がり又は壁面を設ける。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 昇降スペ (2) 階		·ベーター/エスカレーター)																			
		回り階段でなく、直線階段とする。 蹴上げや踏面の寸法を一定にする。	0	0	00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0
	形 状	段を識別しやすいように、段鼻と周囲の色を区別する。	0	0	0	0	ŏ	Ö	0	0	0	0	ő	Ö	Ö	Ö	0	0	0	Ö	Ö
		つまずき防止のため、蹴込板を設置するとともに段鼻を突き出さない(蹴込は、2cm 以下)ようにする。	O	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	案 内	階段の位置を知らせる案内板を設置する。 階段付近にエレベーターの位置を知らせる案内板を設置する。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0		0
	-																				

施設区分別整備基準(基本事項) ①学校等 ②医療機 ③児童福 ④福祉施 ⑤集会 |⑥販売店||⑦観光、||⑧宿泊施||⑨温浴施||⑩スポー||⑪博物 |①事務所||③公衆ト||④共同住||⑤工場等||⑥駐車場||①-1公共||①-2バス||①-3その 祉施設 場、公会 飲食施設 設 ツ施設 館、美術 用歩廊 堂(公民 館、図書 館. 貸館 施設を含 (3) エレベーター エレベーターを設置する場合は、車いす対応エレベーターを1以上設置する。 幅100cm×奥行き135cm以上(建物の床面積が2,000㎡以上の場合、「かご」の床 A 設置 (A) かごの広さ 面積は、1.89㎡(140cm×135cm)以上)とする。 扉の幅員は、90cm以上とする。 乗り場周辺は、車いすが回転できる150cm×150cm以上のスペースを設ける。 乗り場周辺 エレベーターの位置を知らせる案内板を設置する。 「かご」の内部では、現在位置(階数)、停止予定階数を大きく表示する。 「かご」の内部及び乗り場では、昇降方向を矢印等で大きく表示する。 案内·表示 階数等のインジケーター(計数表示器)の表示点灯色は見やすい色とする。 利用者の多い施設のエレベーターは、各種音声案内装置を設置する。(「〇階です。」 「上へまいります。」「行き先ボタンを押してください。」「地震が発生しました。」 (A) lackボタンは、枠つきとし、文字やピクトグラム(絵文字)が浮き出た形状とする。 ボタンには、点字を設置する。 全 般 点字の設置位置は、ボタンの左側とする。 押しボタン ボタンの文字やピクトグラム(絵文字)は、見やすい色とする。 Ô O 開閉ボタンの高さは、床から100cm程度とする。 「かご」の内部には、主操作盤のほか、横型操作盤を1か所設置する。 (操作盤) 開閉ボタン \circ 横型操作盤 横型操作盤の高さは、床から100cm程度とする。 \circ \cap \circ \circ \circ \cap 乗り場のボタン 高さは、床から100cm程度とする。 「かご」の内部の照明は、明るくする。 O 横型操作盤や乗り場ボタンの操作により、到着したときの扉の開放時間は、可能な限り (A) (A) \circ \circ 「かご」。の内部の操作盤には、インターホンを設置する。 「かご」の内部の扉の反対側の面に大型鏡を設置する。 安全:防犯対策 \cap \cap \cap \cap \cap \cap 「かご」と建物の床に段差を設けないで、平坦にする。 利用者の多い施設の「かご」の出入口には、光電式等の乗降者検出装置を設置する。 設置 ※Aは必要に応じて設置 6-3 個 別 空 間 (1) トイレ 小便器 低リップ(前方に張り出した受け部)式とする。 大便器 腰掛便器を男女それぞれ1器以上設置する。 (腰掛便器) 便座の高さは、床から40~45cm程度とする。 荷物置き台やフックは、角を鋭利にしないなど安全な形状とする。 鏡は、斜めに設置するのではなく、できるだけ低い位置に設置する。 洗面台の高さは、床から80cm程度とする。 荷物置き台・フック O \cap 洗面コーナー O 共通事項 トイレの中が見えないようにする。 出入口 扉を設置する場合は、ひじ等でも開けられる形状で、開ける時は力がいらずゆっくり閉 まる扉とする。 ペーパー ワンハンドカット式とする。 操作レバーやボタン等、操作が容易な水栓器具を設置する。 利用者の多い施設は、オストメイト対応設備を設置する。 幅員は、80cm以上とする。 Ô その他設備 \circ 出入口 O 広さ ブースの広さは、120cm×90cm以上とする。 鍵は、開閉しやすいものとする。 鍵は、緊急時に外部から開閉できるものとする。 Ŏ Õ Ō Õ Ŏ Ŏ Õ Õ Ŏ Õ 幅員は、60cm以上とする。 簡易型多目的トイレの幅員は、80cm以上とする。 出入口近くの1以上の小便器及び腰掛便器ブースには、手すりを設置する。 手すり Ο Ο Ο Ο 利用者の多い施設は、男女それぞれのブース内に乳幼児用の椅子を1か所以上設置し、 親子トイレ **(B) (B)** 出入口扉にピクトグラム(絵文字)を設置する。 個別機能を備えたトイレが設置されている場所が分かるように、案内板を設置する。 位 置 個別機能を備えたトイレを誰もが共用できる位置に1以上設置する。 O \circ \circ \circ

幅員は、90cm以上とする。 引き戸とし、容易に開閉して通過できる構造とする。取っ手は棒状のハンドル式等、握 出入口 **B** $^{\odot}$ **©** りやすさに配慮したものとする。 広さは、200cm×200cm以上とする。(150cm以上の円が内接できるスペースを **©** (B) \circ \circ \circ 確保する。 広 さ 個別機能を備えたトイレの広さは、下記(P59〈分散配置を考慮した個別機能を備え (B) **(C) B** た便房〉を参考とする。 にした。とうことう。 正面からの移乗だけでなく、側面から移乗ができる場所に便器を設置する。 便器の両側に水平手すりまたはL字手すりを設置する。 便 器 O 手すり 手すりの高さは、車いすのアームレストと同じ65~70cm程度とする。 **B** B C 洗面台下部に高さ70cm程度、奥行き45cm程度のスペースを設けて、足が入るように **(B)** (B) Ο **(C)** 洗面コーナー ※Aは幼児用を設置する場合は除く。 Bは不特定の利用者がある箇所のみ。

©の個別機能を備えたトイレの設置については、30m未満及び農村公園は必須としない。

個別機能を

備えたトイレ

Q td	#당C 사이	」整備基準(基本事項)																
0 131	ᄧᅉᅜᄼᄼ	D 金属全个全个争项/	①学校等	②医療機 関	③児童福 祉施設	④福祉施 設	場、公会	⑥販売店 舗	⑦観光、 飲食施設	⑧宿泊施 設	②温浴施 設	⑩スポー ツ施設	館、美術	⑫事務所 等	^③ 公衆ト イレ	ト 個共同住 ⑮工場等 ⑯駐 宅	車場 ①-1公共 ① 用歩廊 停	
							堂(公民 館、貸館 施設を含						館、図書館					
(3)窓口	7						む)											
(0)	_	カウンターが複数ある場合は、異なる高さに設置する。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0
		立位用カウンターの高さは、床から90~100cm程度とする。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	Ŏ	0	0		0		0
受付	カウンター	座位用カウンターの高さは、床から75cm程度とする。 カウンターの幅員は、80cm以上とする。	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0
		安全のため角を丸くする。	Ö	Ö	Ö	Ŏ	Ö	Ö	Ö	Ö	Ö	Ŏ	Ŏ	Ŏ		0		Ö
		座位用カウンターには、下部に高さ70cm程度、奥行き45cm程度のスペースを設けて、足が入るようにする。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0
00000		座位用並びに立位用の記載台を設置する。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0
記入関係	記載台	立位用記載台の高さは、床から90~100cm程度とする。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	Ŏ	0		0		0
配入渕洙	記製石	座位用記載台の高さは、床から75cm程度とする。 記載台の幅員は、80cm以上とする。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		<u> </u>
		安全のため角を丸くする。	Ŏ	0	0	Ö	Ö	Ö	Ö	Ŏ	Ō	0	Ŏ	Ö		Ö		Ö
休憩	·待合場所	利用者数に応じた十分なスペースを確保する。 ベビーカーを押す人や車いす利用者が利用しやすい通路幅とする。	***************************************	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0
(4) ベビー	-コーナー	べと一分一を行う人や単いる利用自分利用してもい地に軸にする。									1 0							
	広 さ	利用者の多い施設は、複数の保護者と乳幼児が、同時に利用できる広さのおむつ交換スペースと授乳スペースを設置する。また、その際は、哺乳台やおむつ交換スペースから 授乳スペース内が見えないよう対策を講じる。	A	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	B			0
Ηλ	、口·通路	出入口は、中が見えにくい引き戸またはカーテンとする。	A	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	B			0
	· · · · · · · · · · · · · · · · · ·	ベビーカーが入れるように、出入口や通路幅を80cm以上とする。 柵付きベビーベッドや長椅子を設置する。	(A)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	B			0
1	備 品	手洗い場や換気扇を設置する。	Ā	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	B			0
		各授乳スペースに使用中の表示を設置する。	<u>Á</u>	O	0	0	0	0	0	0	O	O	0	0	B			Ō
		説明			時対心でき ♪農村公園		可しておくこと しない。	-0										
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	(食堂・売店等)	出入口の幅員は、80cm以上とする。	~~~~~~~~~~	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0
1	區 員	看板等の備品類は通行の妨げにならない場所に設置し、十分なスペースを確保する。		Ö		ŏ	Ö	Ö	Ö	Ö	0	ŏ	Ö	ŏ		Ö		ŏ
à	<b></b> 养売機	硬貨投入口に広い受け皿のある券売機とする。		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0
(6) 浴室	・シャワー室・脱	ボタンには、点字を設置する。 経 <b>衣室</b>			nana an	0	- 0	0	0	0	U		0	0		1 0		
0000	出入口	幅員は、80cm以上とする。	A	0	A	0				0	0	0		0		0		0
		利用者の多い施設の幅員は、90cm以上とする。 車いす利用者が利用可能な、浴室、シャワー、更衣室を設置し、十分な空間を確保す	<u>A</u>	0	A	0				0	0	0		0		O		0
共通事項	その他設備	<b>ි</b> ං	A	0	A	0				0	0	0		0		0		0
000000000000000000000000000000000000000		レバー式等の操作が容易な水栓器具を使いやすい位置に設置する。	<u>A</u>	0	A	0				0	0			0		0		0
		浴室、シャワー室、更衣室に椅子やベンチを設置する。 子どもや背の低い人に配慮し、浴槽内で着座するための水深の浅い部分を設ける。	A	0	A	0				0	0	0		0		0		0
***	浴槽	循環式の浴槽の場合、吸い込み口が身体や頭(髪の毛)等が吸い込まれない構造とす	A	0	(A)	0				0	0	0		0		0		0
浴室 シャワー室		る。 水栓器具は、給湯が高温で直接身体の方向に出湯しない構造とする。	(A)	0	(A)	0				0	0	0		0		0		0
	水栓器具 備品	水柱器具は、ボディソープやシャンプーを使用していても滑りにくく、操作しやす形状	(A)	0	(A)	0				0	0	0		0		0		0
00000000	VH 00	とする。	_															
I ,	说衣室	ロッカーや脱衣かご等は、子どもや車いす利用者に配慮した高さや形状とする。 床は、衛生的に対応できる素材または仕上げとする。	(A)	0	(A)	0				0	0	0		0		0		0
		だれもが利用しやすい洗面台を設置する。	Ā	0	Ā	0				Ö	Ö	Ŏ		Ŏ		0		Ö
(7) 安庄	. 知黔庄 . 無人 .		※Aは実	態に応じて	計画するこ	يخ.												
	・観覧席・舞台・	集度 幅員は、80cm以上とする。			- Anna Anna Anna Anna Anna Anna Anna Ann		0					0		0				0
共通事項	出入口	利用者の多い施設の幅員は、90cm以上とする。	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~				0					0		0				0
	±1.424	車いす対応客席数を客席数全体の1/200以上設置する。 車いす対応スペースは、1台につき幅90cm以上、奥行き150cm以上とする。			Anna anna		0					0		0	Annual Control			0
客席 観覧席	車いす対応	タイヤ止めや手すり等の安全対策を図る。					0					0		0				0
E)(3-2./m	その他	車いす対応スペースまでの通路幅は、140cm以上とする。 客席は、長時間着座しても疲れにくい形状や素材とする。					0					0		0				0
舞	台•楽屋	車いす利用者が利用できる居室や設備を設置する。	nenenenenenenenenenenenene								***	Ö		0	**********************			0
(6) = 1			※〇以外	のカテゴリ	一の施設で	設置する	場合は、全で	ての項目が	適合対象と	なる。								
(8) 宿泊室		客室総数が50以上の場合は、障害者が円滑に利用できる客室を1以上設置する。	************	7						0	(A)							O
		出入口の幅員は、80cm以上とする。								0	A							0
		移動空間の幅員は、80cm以上とする。 障害者が円滑に利用できる客室の移動空間の幅員は、90cm以上とする。			A					0	(A)	NE NO DE DE DE DE NE DE			10 mm			0
1	客 室	障害者が円滑に利用できる客室の核動空间の幅負は、90cm以上とする。 障害者が円滑に利用できる客室の床は、車いすの走行に支障のない素材または仕上げと	***************************************	-						·								
		する。								0	A							0
		障害者が円滑に利用できる客室は、車いすの回転に支障のないように150×150cm以上のスペースを設ける。								0	A							0
		正のスペースを扱うる。 障害者が円滑に利用できる客室は、車いす利用者が利用できる構造のトイレや浴室を設									A							_
トイレ・	谷室∙洗面所	置する。						ļ		0		***************************************						0
		洗面台下の給湯配管でやけどをしないよう配慮する。	<b>₩</b> @I+Æ	海体記た/	1部オス坦/	       	·対象となる。			0	A				Banana Anna			0
			かいは伯	心心はない	政ソの場	口は、週日	M 外 C ひ の	)										

8 施設区分別整備基準(基本事項)					I	0.1=		10	10	10 +	10		10.154			10 =	10 1511	10-1-1-1			
U "II	رركا	D 正阴 坐 干 ( 坐 个 字 块 <i>)</i>	①学校等	関	③児童福 祉施設	④福祉施 設	場、公会 堂(公民 館、貸館 施設を含	⑥販売店 舗	⑦観光、 飲食施設	設	⑨温浴施 設	(⑪スポー ツ施設	⑪博物館、美術館、図書館	等	f (13)公衆ト イレ	⑩共同住 宅	15工場等	16駐車場	⑪-1公共 ( 用歩廊	⑦-2バス 亭	①-3その 他
	・案 内						む)														
(1) 案内标	<b>標示</b>	まニオがき中央が空日に通りできてピカレガニル(※立中)と答ち用いて		1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					1		1						T			
	標示 デザイン	表示すべき内容が容易に識別できるピクトグラム(絵文字)※等を用いる。 (※当該内容がJIS Z 8210まはたISO規格等に定めれらているときは、これに適合するもの。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
共通事項	設置場所	だれもが見やすく、視認できる高さに設置し、必要に応じて角度をつけるなどの工夫をする。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
	色 彩	高齢者、色覚障害者、近視、乱視等、視覚に障害がある人でも、識別できる配色とする。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
文字や 絵による案内	文 字	文字を大きくする。 文字の書体は、ゴシック体とする。	00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
(2) 音声图	案内	利田老の夕い歩乳の方明 エレベーカー エフカレーカー 田辺空け 知労陪审者話道田			TT	******					*****************************									*************	
(0)   454	· ·	利用者の多い施設の玄関、エレベーター、エスカレーター周辺等は、視覚障害者誘導用ブロックを設置するとともに、音声案内なども併せて設置する。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
(3) 人的 ^效 総	^{対心} 合案内	施設に入ってすぐに分かる位置に設置する。		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							0
6-5 避 第 (1) 警報																					
	衣旦	非常放送設備を設置する。 利用者の多い施設の非常放送設備は、火災報知機と連動した自動放送設備とする。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
		利用者の多い施設は、光による警報装置を設置する。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	Ö	0	0	0	0	0	0	0		0
(3) 避難道	通路								·												
	幅員	避難通路の幅員は、140cm以上とする。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
非告	扉•防火扉	幅員は、90cm以上とする。 扉は容易に開閉できる構造とする。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
非市.	<b>屏"闪入屏</b>	開閉方法が分かりやすい扉とする。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	Ö		0
	非常灯	警報装置等と連動して通路の照明を明るくする設備を設置する。	Ö	Ö	Ö	ŏ	Ö	Ö	0	Ö	0	Ö	Ö	Ö	Ö	Ö	Ö	Ö	Ö		Ö
	案 内	全体案内図に非常口の位置を表示する。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
7-1 雪 対																					
(2) 駐車均	場・屋外通路 路 面	雪が積もっても滑りにくい素材または仕上げとする。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
共通事項駐車場	屋根	通行する人や車に、落下した雪が当たらない構造の屋根を設置する。 車の雪を下ろすスペースを確保するため、2重の駐車ラインを設置する。	00	0	00	00	0	00	000	0	000	0	00	0	000	00	00	0	ŏ		0
—————————————————————————————————————	同工十八 · 八	干いヨピーファス・ 人で旺休するにめ、と主い町キノーノで以直する。																			